

# 伊予市新型コロナウイルス 感染症特別貸付等利子補給金 のお知らせ!

**重要!**

日本政策金融公庫が行う下記融資について利子の一部を補給しますので、速やかに伊予市役所へ申請してください!!

**※申請を済ませていないと借入日から令和6年12月31日までの利子補給が受けられません。**

## 対象融資

- ①新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ②新型コロナウイルス対策マル経融資
- ③生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ④新型コロナウイルス対策衛経融資

## 対象者

次のすべてを満たす方

- ①個人事業主・・・市内に居住する方
- ②法人事業所・・・市内に主たる事業所があること
- ③上記の対象融資を受け、その融資の返済が滞っていないこと
- ④市税を完納していること

## 必要書類

- ①特別貸付等利子補給金交付申請書  
「伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金事業」で検索しダウンロードしてください
- ②日本政策金融公庫との「借用証書」の写し
- ③当該融資の「支払額明細書」の写し
- ④市税完納証明書



## 申請・問い合わせ

伊予市産業建設部経済雇用戦略課 TEL 982-1120

**詳細は裏面をご覧ください**

ますます、いよし。



# 新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

## 伊予市新型コロナウイルス感染症特別貸付等利子補給金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業に支障をきたしている中小企業者等を緊急に支援するため経営安定を図るために融資を受けた方に利子を補給します。

### 制度の概要

<b>対象融資</b>	(株)日本政策金融公庫が行う次のいずれかの融資が対象です。 ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ② 新型コロナウイルス対策マル経融資 ③ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ④ 新型コロナウイルス対策衛経融資				
<b>対象者</b>	次のいずれにも該当する方が対象です。 ① 個人事業主においては伊予市内に居住する方 法人においては伊予市内に主たる事業所を有する方 ② 上記の対象融資を受け、その融資の返済が滞っていないこと ③ 市税を完納していること				
<b>補給対象期間</b>	借入日から令和6年12月31日まで				
<b>利子補給金</b>	3年目まで	個人事業主	前年又は前々年同期比5%以上減	4,000万円まで	—
			4,000～6,000万円	貸付金額から4,000万円を差し引いた額の1.36%以内	
	小規模事業者	前年又は前々年同期比5%以上15%未満減	4,000万円まで	貸付金額の0.46%以内	
		4,000～6,000万円	貸付金額から4,000万円を差し引いた額の1.36%以内		
	中小企業者	前年又は前々年同期比15%以上減	4,000万円まで	—	
		4,000～6,000万円	貸付金額から4,000万円を差し引いた額の1.36%以内		
		前年又は前々年同期比5%以上20%未満減	4,000万円まで	貸付金額の0.46%以内	
4,000～6,000万円	貸付金額から4,000万円を差し引いた額の1.36%以内				
4・5年目	貸付を受けているすべての事業者	4,000万円まで	—	貸付金額から4,000万円を差し引いた額の1.36%以内	
4,000～6,000万円	貸付金額の1.36%以内				
<b>補給対象融資限度額</b>	6,000万円				
<b>取扱期間</b>	令和3年3月31日までに融資が実行されていること すでに融資を受けた方も対象です。				
<b>申請窓口</b>	伊予市役所 産業建設部 経済雇用戦略課 (株)日本政策金融公庫が行う融資を受けてからの申請となります。				

【注意】4,000万円までの貸付けであっても、4・5年目の利子補給を受けるためには取扱期間内に手続きを完了しておく必要があります。

内容について詳しくは、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】伊予市 産業建設部 経済雇用戦略課  
TEL 089-982-1120 FAX 089-982-1728

詳細は  
こちら

